

落札した業者は、以下の書類等を準備して下さい。

### 1 契約書等の提出期限

契約の締結は、落札決定の日から7日以内となっております（契約規則第24条第1項・水道事業会計規程第129条・下水道事業会計規程第127条）。

市側の事務処理期間も必要ですので、落札決定通知を受けた日から起算して**5日目までに契約書等を提出**して下さい。

例：落札決定（木曜日・1日目） → 契約書提出期限（月曜日・5日目）

### 2 契約書 2部（契約書・約款をA4縦両面刷りにし、綴じ込む。裏表紙（白紙）は不要。）

- ① 『契約年月日』、『契約保証金』は契約担当課で記入するので空白のままにして下さい。
- ② 契約書表紙（1枚目）上部の余白に『捨印』を押印して下さい。
- ③ 契約書の削除条項は、契約保証の区分、支払条件等業務内容に応じて入力して下さい。
- ④ 印紙は契約書の区分（次項の表）に応じて契約書右上部に貼付して下さい。

※建築設計業務委託契約と建築工事監理業務委託契約の場合は、別紙を記載の上、約款の後ろに綴じ込んで下さい。

### 3 契約書の区分（間違いの無いようにして下さい。）

建設関連業務	測量、地質調査、設計、用地調査等委託された成果が建設工事発注の積算要因となる委託（建設関連業務）のうち、建築設計、建築工事監理、不動産鑑定以外の業務の場合に使用	印紙税は契約（税抜）金額による
建築設計業務	建築設計業務の場合に使用	同上
建築工事監理業務	建築工事監理業務の場合に使用	印紙税 <b>不課税</b>
不動産鑑定業務	不動産鑑定評価業務の場合に使用	印紙税 <b>不課税</b>

### 4 契約保証金の納付及び免除

- ① 『契約保証金』は次のようになります。現金を納付する場合は、納付書を作成しますので申し出て下さい。

委託料等契約金額（税込み）が 200万円 を超える場合	1 / 10 以上
委託料等契約金額（税込み）が 200万円 以下の場合	5 / 100 以上

※特に指示があるときは、それに従って下さい。

- ② 『契約保証金免除申請』
  - 1) 実績免除（委託料等契約金額200万円以下）又は履行保証等を掛ける場合に必要です（銀行・東日本建設業保証等は申請書の提出不要）。
  - 2) 履行保証等は入札当日か次の日までに掛けて下さい。
  - 3) 履行保証等の証書原本（実績による免除の場合は官公署の発行する証明書）を添付して下さい。

### 5 その他

#### 『市内業者の活用』

本委託に必要な物品等を購入する場合は、可能な限り市内業者を活用するようお願いいたします。